

東かがわ市条例第 20 号

東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 4 日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東かがわ市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
（個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務、市の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務並びに市の執行機関が第4項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務とする。 2・3 略 4 市の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。 5 略 別表第1（第4条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30 略</td><td></td></tr> <tr> <td>31 市長</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1～30 略		31 市長	略	（個人番号の利用範囲） 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。 2・3 略 4 略 別表第1（第4条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30 略</td><td></td></tr> <tr> <td>31 市長</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1～30 略		31 市長	略
執行機関	事務												
1～30 略													
31 市長	略												
執行機関	事務												
1～30 略													
31 市長	略												

改正後

32	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	
33	教育委員会	略	
34	教育委員会	略	
35	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1～13 略		
14 市長	東かがわ市福祉医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(4) 略 (5) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
15～24 略		
25 市長	訪問介護利用者の負担額の減額措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 略 (4) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
26 市長	社会福祉法人等による利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 略 (4) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
27～41 略		

別表第3（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1～4 略			

改正前

32	教育委員会	略
33	教育委員会	略

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1～13 略		
14 市長	東かがわ市福祉医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(4) 略
15～24 略		
25 市長	訪問介護利用者の負担額の減額措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 略
26 市長	社会福祉法人等による利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 略
27～41 略		

別表第3（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1～4 略			

改正後					改正前				
5	教育委員会	略	略	略	5	教育委員会	略	略	略
6	教育委員会	住登外者宛名番号	市長	住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの					
		管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あつて規則で定め るもの							
7	農業委員会	略			6	農業委員会	略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。